

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年8月

JBS Newsletter
2020年10月12日

Contents

税務法規

- ▶ 「一部の納税者に対する個人所得税の源泉徴収方法の改善・調整に関する公告」(国家税務総局公告[2020]13号) (“13号公告”)
- ▶ 「新時代におけるIC産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干の政策に関する通知」(国発[2020]8号) (“8号通達”)ほか

商務法規

- ▶ 「長江デルタ地域の一体化発展をさらに支持するための若干の措置についての通知」(税総函[2020]138号) (“138号通達”)
- ▶ 「『外商投資奨励産業目録(2020年版)(意見募集稿)』の意見募集に関する通知」
- ▶ 「対外貿易の安定化、外資の安定化のための業務をよりよく行うことに関する意見」(国弁発[2020]28号) (“28号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2020年08月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2020年 08月07日 | 第2020031号 |
| ▶ 2020年 08月14日 | 第2020032号 |
| ▶ 2020年 08月21日 | 第2020033号 |
| ▶ 2020年 08月28日 | 第2020034号 |

Japan Business Servicesグループで、2020年08月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「一部の納税者に対する個人所得税の源泉徴収方法の改善・調整に関する公告」(国家税務総局公告[2020]13号) (“13号公告”)

概要

雇用の安定化と維持を図り、当年に入社した人員の源泉徴収段階における個人所得税の負担を軽減するために、国家税務総局は2020年7月28日付で、次の事項について規定した13号公告を公布した。

給与・賃金所得に係る個人所得税の源泉徴収

「個人所得税源泉徴収申告管理弁法(試行)」(国家税務総局公告[2018]61号) (“試行弁法”)に基づき、源泉徴収義務者は居住者個人に給与・賃金所得を支給する際、以下の累計源泉徴収法に基づき源泉徴収税額を計算する。

- ▶ 当期に源泉徴収する税額=(累計源泉徴収課税所得額×源泉徴収率-速算控除額)-累計減免税額-累計源泉徴収済み税額
- ▶ 累計源泉徴収課税所得額=累計収入-累計免税収入-累計控除費用-累計特別控除-累計特別付加控除-法に基づき確定するその他の控除累計額
- ▶ 累計控除費用は、5,000元/月に納税者の当年における当月までの本企業での在籍月数を乗じて計算する。

13号公告によれば、1納税年度内において初めて給与・賃金所得を取得した居住者個人に対して、源泉徴収義務者は5,000元/月に納税者の当年における当月までの月数を乗じて累計控除費用を計算することができる。

労務報酬所得に係る個人所得税の源泉徴収

全日制の学歴教育を受けている学生がインターンシップに参加して労務報酬を取得する場合、源泉徴収義務者は「試行弁法」に定められた上記の累計源泉徴収法に基づき源泉徴収税額を計算し、源泉徴収を行うことができる。13号公告の公式解釈によれば、全日制の学歴教育を受けている学生がインターンシップへの参加により取得する労務報酬に係る源泉徴収税額鵜の計算式は次のようになる。

当期に源泉徴収する税額=(累計収入額-累計控除費用)×源泉徴収率-速算控除額-累計減免税額-累計源泉徴収済み税額

そのうち累計控除費用は、5,000元/月に納税者が本企業でのインターンシップをスタートした月から当月までの月数を乗じて計算する。

例えば、全日制の学歴教育を受けている学生が2020年7月にインターンシップに参加し、5,000元の報酬を受け取った場合、累計源泉徴収法に基づいて計算すると、累計控除費用は5,000元であるため、当該学生の2020年7月の納税額はゼロとなる。年度内にその他の総合所得がなければ、還付を受けるために年度の確定申告を行う必要はない。

自己評価

納税者は、自身の状況に基づき、13号公告に定められた条件を満たすか否かを判断し、関連の裏付け資料を源泉徴収義務者に提出することができる。源泉徴収義務者は規定に基づき、納税者の個人所得税を源泉徴収する。納税者及び源泉徴収義務者は調査に備えて関連資料を保存しなければならない。納税者は、関連資料の真実性、正確性、網羅性に責任を負う。

13号公告は2020年7月1日に発効する。2020年7月1日より前に就職またはインターンシップに参加した納税者が個人所得税を過納した場合、翌年に行う総合所得の確定申告時に税金還付を申請することができる。

13号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5154948/content.html>

13号公告の公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5154947/content.html>

「試行弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3960540/content.html>

▶ 「新時代におけるIC産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干の政策に関する通知」(国発[2020]8号) (“8号通達”)

これらの措置は租税、投融資、研究開発、輸出入、人材、知的財産権、市場応用、国際協力の8つの分野をカバーしている。

概要

下表は、8号通達における租税優遇政策と従来の租税優遇政策を比較し、まとめたものである。

2020年8月4日に国務院は公式サイトで、IC産業及びソフトウェア産業の発展を促進するための支援措置、優遇政策について規定した8号通達を公布した。

| 租税優遇 | 8号通達の租税政策 | 類似する従来の租税政策 |
|--|---|--|
| 企業所得税 | | |
| IC生産企業またはプロジェクトに対する企業所得税の優遇政策 | | |
| 10年免除 | 国家が奨励する ¹ ICの線幅が28ナノメートル以下で、かつ経営期間が15年以上のIC企業またはプロジェクトは、第1年度から第10年度まで企業所得税を免除する ² 。 | 当該規定なし |
| 第1年度から第5年度まで企業所得税を免除し、第6年度から第10年度まで25%の法定税率を半減し、企業所得税を徴収する(“5免5減”) | 国家が奨励するICの線幅が65ナノメートル以下で、かつ経営期間が15年以上のIC企業またはプロジェクトは、“5免5減” ² の租税優遇を適用することができる。 | <p>“5免5減”³の租税優遇は以下に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ICの線幅が0.25ミクロン未満であるか、或いは投資額が80億元を超え、かつ経営期間が15年以上のIC生産企業(国発[2011]4号) ▶ 2018年1月1日以降に投資し、新設された、ICの線幅が65ナノメートル未満であるか、或いは投資額が150億元を超え、かつ経営期間が15年以上のIC生産企業またはプロジェクト(財税[2018]27号) |
| 第1年度から第2年度まで企業所得税を免除し、第3年度から第5年度まで25%の法定税率を半減し、企業所得税を徴収する(“2免3減”) | 国家が奨励するICの線幅が130ナノメートル以下で、かつ経営期間が10年以上のIC企業またはプロジェクトは、“2免3減” ² の租税優遇を適用することができる。 | <p>“2免3減”⁴の租税優遇は以下に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ICの線幅が0.8ミクロン以下のIC生産企業(国発[2011]4号) ▶ 2018年1月1日以降に投資し、新設された、ICの線幅が130ナノメートル未満で、かつ経営期間が10年以上のIC生産企業またはプロジェクト(財税[2018]27号) |
| 15%の軽減税率 | 当該規定なし | ICの線幅が0.25ミクロン未満であるか、或いは投資額が80億元を超えるIC生産企業は、認定を受けた後、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。 |
| 欠損金の繰越 | 国家が奨励するICの線幅が130ナノメートル以下のIC生産企業で納税年度に生じた欠損金は以後の年度に繰り越すことができるが、最長でも10年を超えてはならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般規定に基づき、欠損金の繰越期間は最長5年を超えてはならない。 ▶ ハイテク企業或いは科学技術型中小企業の資格を有する企業は、欠損金の繰越期間が5年から10年に延長された。(財税[2018]76号) |

| ICパッケージ等の企業及びソフトウェア企業に対する企業所得税の優遇政策 | | |
|--|---|--|
| “2免3減” | 国家が奨励するICの設計、装備、材料、パッケージ、テストに従事する企業及びソフトウェア企業 ⁵ は、利益獲得年度から“2免3減”の租税優遇を受けることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 条件を満たすICのパッケージ、テストに従事する企業及びICの重要な専用材料の生産企業、ICの専用設備の生産企業は、2017年以前に利益が実現した場合、利益獲得年度から“2免3減”の租税優遇を受けることができる。(財税[2015]6号) ▶ 法によって設立された、条件を満たすIC設計企業及びソフトウェア企業は、2018年12月31日以前の利益獲得年度から優遇期間を計算し、第1年度から第2年度まで企業所得税を免除し、第3年度から第5年度まで25%の法定税率を半減し、企業所得税を徴収する。当該優遇は期限まで適用される。(財政部、国家税務総局公告 [2019]68号) |
| 5年免除 + 以後の年度における10%の税率適用 | 国家が奨励する重点IC設計企業及びソフトウェア企業 ⁶ は、利益獲得年度から起算して、第1年度から第5年度まで企業所得税を免除し、以後の年度は10%の軽減税率で企業所得税を徴収する。 | 国家計画範囲内にあるIC設計企業、重点ソフトウェア企業が当年に免税優遇を受けていない場合、10%の軽減税率で所得税を徴収することができる。(国発[2000]18号、国発[2011]4号) |
| 増値税政策--現行のIC企業及びソフトウェア企業に対する増値税の優遇政策を引き続き実施 | | |
| ソフトウェア製品の即時徴収・即時還付 | 増値税一般納税者が自ら開発、生産したソフトウェア製品を販売する場合、13%の税率で増値税を徴収した後、増値税の実際の税負担が3%を超える部分は、即時徴収・即時還付政策を適用する。(財税[2011]100号) | |
| IC企業の設備購入に係る期末未控除仕入税額の還付 | 国家が承認したIC重要プロジェクト企業で設備の購入により生じた増値税期末未控除税額は、還付を受けることができる。(財税[2011]107号) | |
| 輸入増値税 | | |
| 輸入増値税の分割納付 | IC重大プロジェクトにおいて新設備を輸入する場合、輸入増値税を分割納付することができる。具体的な期間は、まだ公布されていない。 | 当該規定なし |
| 関税の免除 | | |
| 関税の免除 ⁷ (具体的な期間は未公布) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ ICの線幅が65ナノメートル以下のロジックサーキット、ストレージの生産企業、及び線幅が0.25ミクロン以下の特殊製造IC生産企業が輸入する自社用の原材料、消耗品、クリーンルーム専用建築材料、関連システム及びIC生産設備の部品は、輸入関税を免除する。 ▶ ICの線幅が0.5ミクロン以下の化合物IC生産企業及び先進的なパッケージ、テストに従事する企業が輸入する自社用の原材料、消耗品は、輸入関税を免除する。 ▶ 国家が奨励する重点IC設計企業、ソフトウェア企業、及び上述したIC生産企業と先進的なパッケージ、テストに従事する企業が輸入する自社用設備及び契約に基づき設備とともに輸入する技術(ソフトウェアを含む)、部品は、免税不可の輸入商品リストに列挙される商品を除き、輸入関税を免除する。 | |

国家はIC企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業に対して適用する企業所得税の優遇政策の条件と範囲を、産業技術の進歩の状況に応じて動的に調整する。

¹ 国家が奨励するIC生産企業及びプロジェクトのリストは国家発展改革委員会、工業及び情報化部が関連部門と共に制定する。

² IC生産企業として租税優遇政策の適用を受ける場合、優遇期間は利益獲得年度から起算する。IC生産プロジェクトの場合、優遇期間はプロジェクトによる最初の生産経営収入を得た納税年度から起算する。

³ 従来IC生産企業に適用されていた“5免5減”の優遇期間は、IC生産企業の最初の利益獲得年度から起算する。

⁴ 従来IC生産企業に適用されていた“2免3減”の優遇期間は、IC生産企業の最初の利益獲得年度から起算し、IC生産プロジェクトの優遇期間は、プロジェクトによる最初の生産経営収入を得た納税年度から起算する。

⁵ 国家が奨励するICの設計、装備、材料、パッケージ、テストに従事する企業の条件は、工業及び情報化部が関連部門と共に制定する。

⁶ 国家が奨励する重点IC設計企業及びソフトウェア企業のリストは、国家発展改革委員会、工業及び情報化部が関連部門と共に制定する。

⁷ 企業リスト、免税商品リストはそれぞれ国家発展改革委員会、工業及び情報化部が関連部門と共に制定する。

8号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content_5532370.htm

▶ 「中華人民共和国都市維持建設税法」(主席令[2020]51号)

概要

全国人民代表大会常務委員会は2020年8月11日、「中華人民共和国都市維持建設税法」(“「都市維持建設税法」”)を可決した。現行の「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(“「都市維持建設税条例」”)と比べ、「都市維持建設税法」では以下の点に変更された。

課税標準: “都市維持建設税の課税標準は、期末未控除税額還付により還付された増値税の税額を控除することができる”という条項が新設された。

課税範囲: “貨物の輸入或いは国外の組織及び個人が労務、サービス、無形資産を国内に販売することにより納付した増値税、消費税の税額は、都市維持建設税を徴収しない”という条項が新設された。

納税義務の発生時点: “都市維持建設税の納税義務の発生時点は増値税、消費税の納税義務の発生時点と一致し、それぞれ増値税、消費税と同時に納付する”ということが明確にされた。

源泉徴収義務者と源泉徴収時点: “都市維持建設税の源泉徴収義務者は、増値税、消費税の源泉徴収義務を負う組織と個人であり、増値税、消費税を源泉徴収すると同時に都市維持建設税を徴収する”という条項が新設された。

「都市維持建設税法」は2021年9月1日より施行され、「都市維持建設税条例」は同時に廃止される。

「都市維持建設税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/9591538ccd764bb787e01e729fe0cbbb.shtml>

「都市維持建設税条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860809.htm

▶ 「中華人民共和国契税法」(主席令[2020]51号)

概要

全国人民代表大会常務委員会は2020年8月11日、「中華人民共和国契税法」(“「契税法」”)を可決した。現行の「中華人民共和国契稅暫定条例」(“「契稅条例」”)と比べ、「契税法」では以下の点に変更された。

課税標準: “価格のない土地、家屋の所有権移転行為は、税務機関が土地使用権の売却、家屋の売買の市場価格を参照し、法律に基づき査定した価格”を課税標準とする旨の条項が新設された。

租税の減免: “非営利性の学校、医療機関、社会福祉機関が土地、家屋の所有権を受け継ぎ、オフィス、教学、医療、科学研究、養老、救助に用いる”場合は契税を免除する、“国民経済及び社会発展の必要に応じて、国务院は契税の免除或いは減額を規定し、全国人民代表大会常務委員会に届け出る”といった、租税の減免に関する条項が新設された。

納税申告期限: 納税者は法に基づき土地、家屋の所有権登記手続を行う前に契税を申告、納付しなければならないことが明確にされた。

税額還付: “契約が発効しないか、無効であるか、取り消され、または解約された場合、納税者は還付を申請できる”という条項が新設された。

契税法は2021年9月1日より施行され、「契税法」は同時に廃止される。

「契税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/6037bcf5f0ce4078b7875802ef613064.shtml>

「契税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n375/c1586/content.html>

- ▶ 「海南自由貿易港における企業所得税優遇政策に関する問題についての公告」(国家税務総局海南省税務局公告[2020]4号) (“海南4号公告”)

概要

「海南自由貿易港建設全体方案」(“全体方案”)及び財政部、国家税務総局が共同で公布した「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号) (“31号通達”)に基づき、国家税務総局海南省税務局は2020年7月31日付で海南4号公告を公布し、31号通達の実施上の問題について明確にした。(「全体方案」及び31号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2020年6月号、7月号を参照。)

31号通達及び海南4号公告の主な内容は次のとおりである。

| 項目 | 31号通達における優遇政策 | 海南4号公告の規定 |
|------------|---|---|
| 企業所得税の優遇税率 | 奨励類産業の企業は2020年1月1日から15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。 | 優遇の対象となる主体には、海南自由貿易港(“海南自貿港”)に登録されている適格の居住者企業及びその分支機構のほか、海南自貿港に設けられた非居住者企業の機構、場所も含まれる。 |
| | <p>当該優遇政策の適用を受ける企業は以下の全ての要件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海南自貿港に登録していること ▶ 海南自貿港の奨励類産業目録(「産業構造調整指導目録(2019年版)」、 「外商投資奨励類産業目録(2019年版)」及び海南自貿港の新規増加奨励類産業目録(未公布)を含む)に定められた産業を主要業務とし、かつその主要業務収入が企業の収入総額の60%以上を占めること ▶ 企業の実際の管理機構が海南自貿港に置かれ、かつ企業の生産経営、人員、会計処理、財産等に対して、実質的な全面的な管理とコントロールを実施していること | <p>奨励類産業の企業は15%の軽減税率で企業所得税を徴収するという政策は、予納申告時に規定に基づき適用することができる。調査に備えて保存すべき主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要業務が海南自貿港の奨励類産業目録における具体的な項目に属すること、その主要業務収入が企業の収入総額の60%以上を占めることについての説明資料 ▶ 企業が実質的な運営を行っていることについての説明資料。これには、資産総額、収入総額、従業員総数、給与総額等を含み、海南自貿港に設立された機構が占める割合についても説明する。 |
| | <p>15%の軽減税率が適用されるのは、以下の所得のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海南自貿港にある本社機構及び支社機構の所得 ▶ 本社機構が海南自貿港以外にある企業の場合は、海南自由貿易港内にある適格の支社機構の所得 <p>地域を跨いで経営する企業の本社・支社機構の所得配分については、現行の企業所得税の規定を参照する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海南自貿港に本社機構がある企業は、当該企業が海南自貿港に設置した本社機構及び分支機構(海南自貿港以外にある二級以下の分支機構が海南自貿港に設置した三級以下の分支機構を除く)のみを、規定の条件を満たすか否かの判断の対象とし、海南自貿港以外にある分支機構は判断の対象としない。したがって、企業の海南自貿港にある本社機構及び分支機構が海南自貿港の奨励類産業目録に定められた産業項目に従事することによって得る主要業務収入が、収入総額の60%以上を占めなければならない。 ▶ 本社機構が海南自貿港以外にある企業は、海南自貿港にある分支機構(海南自貿港以外にある二級以下の分支機構が海南自貿港に設置した三級以下の分支機構を除く)のみをもって規定の条件を満たすか否かを判断し、海南自貿港以外にある本社機構及び分支機構は判断の対象としない。したがって、当該企業の海南自貿港にある分支機構が海南自貿港の奨励類産業目録に定められた産業項目に従事することによって得た主要業務収入が、収入総額の60%以上を占めなければならない。 |

| 項目 | 31号通達における優遇政策 | 海南4号公告の規定 |
|------------------------------|---|---|
| <p>新たな国外直接投資</p> | <p>海南自貿港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業の企業は、2020年1月1日から2024年12月31日までの期間に新たな国外直接投資によって取得した所得について、企業所得税を免除する。</p> <p>新たな国外直接投資の所得は、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外に新設された支社機構から取得する営業利益であること、或いは持分比率が20%以上の国外子会社から得る、新たな国外直接投資に対応する配当所得であること ▶ 投資先国/地域の企業所得税の法定税率が5%を下回らないこと | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たな国外直接投資とは、企業が2020年1月1日から2024年12月31日までの期間に新たに行う国外直接投資を指す。 ▶ 国外直接投資の形式には、国外投資による分支機構の新設、企業の新設、既存の国外企業に対する増資及び国外企業の買収が含まれる。 <p>観光業、現代サービス業、ハイテク産業の企業は、新たな国外直接投資によって取得した所得について企業所得税を免除するという政策は、年度納税申告時に規定に基づき適用することができる。関連所得の免税要件の充足に関する資料は調査に備えて保存しなければならない。</p> |
| <p>資産の一括損金算入または加速減価償却/償却</p> | <p>全ての海南自貿港の企業は、適格の資本性支出を、発生した期に一括で損金算入するか、または加速減価償却/償却を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海南自貿港に設立された企業が固定資産（建物、構築物を含まない）または無形資産を新たに購入（自家建設、自家開発を含む）し、単価が500万元以下の場合、原価・費用に一括計上し、課税所得を計算するときに控除できる。 ▶ 固定資産（建物、構築物を含まない）または無形資産を新たに購入（自家建設、自家開発を含む）し、単価が500万元を超える場合、減価償却/償却年数を短縮するか、加速減価償却/償却の方法を採用することができる。 | <p>適格納税者</p> <p>海南自貿港に設立され、実際所得に基づく課税計算を行う二級分支機構及び非居住者企業の機構、場所も、一括損金算入または加速減価償却/償却政策を適用することができる。</p> <p>加速減価償却/償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が減価償却/償却年数を短縮する方法を採用する場合、新たに購入した資産の最短減価償却/償却年数は、企業所得税法实施条例に定める最短減価償却/償却年数の60%を下回ってはならない。中古資産を購入した場合、最短減価償却/償却年数は、企業所得税法实施条例に定める最短減価償却/償却年数から使用済みの年数を差し引いた後の残存年数の60%を下回ってはならない。 ▶ 企業が加速減価償却/償却の方法を採用する場合、200%定率法または級数法を採用することができる。 <p>最短減価償却/償却年数は一旦確定したら、原則として変更してはならない。</p> <p>適用時期</p> <p>新たに購入した資産に係る一括損金算入または加速減価償却/償却の政策は、予納申告時に規定に従って適用できる。調査に備えて保存すべき主な書類は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産購入時点の関連書類（例えば、發票、割賦購入に関する資料等） ▶ 関連資産の仕訳伝票 ▶ 資産の税務処理と会計処理の差異を計算する台帳 |

海南4号公告は2020年1月1日から2024年12月31日まで適用される。海南4号公告及び31号通達の公布前に適時に優遇適用を受けていない場合は、規定に基づき、以後の月(四半期)ごとの予納申告時に適用を受けるか、2020年度の確定申告時に一括して適用を受けることができる。

海南4号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://hainan.chinatax.gov.cn/xxgk_6_1/31128075.html

31号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540842.htm

「全体方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm

- ▶ 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける重点産業の企業所得税政策に関する通知」(財税[2020]38号) (“38号通達”)

概要

国务院が公布した「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアの全体方案の公布に関する通知」(国発[2019]15号) (“15号通達”)の関連要求に基づき、財政部及び国家税務総局は2020年7月13日付の38号通達により、中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア内における重要産業の企業所得税政策を公布した。(15号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年8月号を参照。)

政策の主な内容は以下のとおりである。

中国(上海)自由貿易区臨港新エリア(“新エリア”)内で集積回路、人工知能、生物医薬、民用航空等の重要分野のコアとなる関連製品(技術)業務に従事し、かつ実質的な生産または研究開発活動を行い、条件を満たす法人企業は、設立日より5年間、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。

上述の“満たすべき条件”には、以下が含まれる。

- ▶ 2020年1月1日以降に新エリア内で登録(区域外からの転入企業を除く)し、「新エリアにおける集積回路、人工知能、生物医薬、民用航空の重要分野のコア製品・技術目録」(“「目録」、38号通達の添付)における関連分野の実質的な生産または研究開発活動を主要業務とする法人企業であること

- ▶ 企業の主な研究開発または販売製品に、少なくとも1つの重要製品(技術)が含まれること
- ▶ 次のいずれかの条件を満たすこと
 - ▶ 企業の投資主体が国際市場においてトップの影響力を有し、その技術力も業界内でトップであること
 - ▶ 企業の投資主体が国内市場で優位な地位にあり、その技術力も業界内で優位にあること
- ▶ 次のいずれかの条件を満たすこと
 - ▶ 企業に優れた人材とコアとなるチームがあり、国内外の関連分野で長期的に科学研究と生産に従事していること
 - ▶ 企業がコアとなる重要技術を有し、その主要製品に対して自主知的財産権の体系を確立する能力を備えていること
 - ▶ 企業が産業チェーンのコアサプライヤーの多様化を推進し、国内産業のアップグレードをリードする能力を備えていること
 - ▶ 企業がハイエンドの供給能力を備え、コア技術指標が世界的にトップ、または国内で優位にあること
 - ▶ 企業の研究開発成果(技術或いは製品)がすでに世界及び国内の第一線の端末設備メーカーに採用され、或いはすでに緊密な実質的協力(資本、科学研究、プロジェクト等の分野を含む)を行っていること
 - ▶ 企業が国家または省級政府の科学技術或いは産業化特別資金、政府の投資基金を獲得するか、または有名な投融資機関からの投資を受けていること

上述の政策は2020年1月1日から実施される。2019年12月31日までにすでに新エリアで登録し、かつ「目録」にある業務の実質的な生産または研究開発活動に従事し、条件を満たす法人企業は、2020年から当該企業が設立満5年となるまでの期間において同政策を適用することができる。

38号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://czj.sh.gov.cn/zys_8908/zcfg_8983/zcfb_8985/sszc_8998/20200731/7b47d6fe57814605bde67b05a611f3d9.html

15号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419154.htm

商務法規

- ▶ 「長江デルタ地域の一体化発展をさらに支持するための若干の措置についての通知」(税総函[2020]138号) (“138号通達”)

概要

国家税務総局は2020年7月31日付で138号通達を公布し、長江デルタ地域の高品質な一体化した発展を推進するための10項目の租税徴収管理サービス措置を打ち出した。

その具体的な内容は次のとおりである。

- ▶ 租税のビッグデータサービス機能を高め、長江デルタ地域の租税データの共有を推進し、長江デルタ地域の租税経済の共同分析を強化する。
- ▶ 増値税電子発票の応用を深化させる。
- ▶ “五税合一”(即ち、城鎮土地使用税、不動産税、印紙税(都度申告を除く)、土地増値税、企業所得税の一括総合申告)を推進する。
- ▶ 事前納税申告サービスを模索し、推進する。
- ▶ 増値税の即時徴収・即時還付の手続を簡素化する。
- ▶ 土地増値税の免税優遇手続を加速させる。
- ▶ サービス貿易の対外支払の利便化を推進する。
- ▶ 長江デルタ地域の租税リスク管理を統一的に展開する。
- ▶ 長江デルタ地域における租税政策の実行基準の統一を推進する。
- ▶ 長江デルタ地域における統一的な租税執行リスト体系を構築する。

138号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5155171/content.html>

- ▶ 「『外商投資奨励産業目録(2020年版)(意見募集稿)』の意見募集に関する通知」

概要

国家発展改革委員会及び商務部は2020年7月31日付で、「外商投資奨励産業目録(2020年版)(意見募集稿)」(“2020年版目録”または「意見募集稿」)を公表し、パブリックコメントを実施した。

その目的は、外商投資産業目録の拡大を図り、より多くの分野の外商投資企業が租税等の優遇政策を享受できるようにすることにある。

2019年に公布された目録(“2019年版目録”)と比較した場合の「2020年版目録」の主な変更点及び改訂内容は以下のとおりである。

主な変更点

改訂の全体的な原則は項目を増やすのみで、削減しないということである。「2019年版目録」と比較すると、「2020年版目録」では125項目が追加され、76項目が変更された(主に項目のカバーする分野が拡大された)。そのうち、「全国外商投資奨励産業目録」は56項目の追加、40項目の変更が行われ、「中西部地区外商投資優勢産業目録」は69項目の追加、36項目の変更が行われた。(「2019年版目録」については、中国税務及び投資速報(日本語要約版)2019年7月号を参照。)

主な改訂内容

- ▶ 外資が製造業の高品質な発展に関与することを一層奨励する。「全国外商投資奨励産業目録」では、原材料、部品、端末製品の製造等の項目が新設または拡大された。
- ▶ 外資が生産性サービス業に投資することを一層奨励する。「全国外商投資奨励産業目録」では、研究開発・設計、ビジネスサービス、現代物流、情報サービス等の項目が新設または拡大された。
- ▶ 外資が中西部地域に投資することを一層奨励する。「中西部地区外商投資優勢産業目録」では、各地における開放拡大及び外資誘致のニーズに応じて、関連項目が新設または拡大された。「中西部地区外商投資優勢産業目録」にある一部の展示、物流、電子商取引に関連する項目は「全国外商投資奨励産業目録」に組み込まれた。

「意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5139992/content.html>

「2019年版目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzqgw/201906/t20190628_960876.html

- ▶ 「対外貿易の安定化、外資の安定化のための業務をよりよく行うことに関する意見」(国弁発[2020]28号) (“28号通達”)

概要

国務院は2020年8月12日に公布した28号通達により、対外貿易の安定化と外資の安定化を図ることを目的とする15の政策・措置を提起した。

28号通達の主な内容は次のとおりである。

外資に関する支援措置

- ▶ ハイテク企業の認定管理とサービスの利便化を推進することにより、サービスを強化し、より多くの外資がハイテク及び民生・健康分野に投資するように誘致する。
- ▶ 現行政策における、科学研究機関が適格の科学研究、科学技術開発及び教学用品を輸入する場合の輸入関税及び輸入増徴税、消費税を免除するための要件を緩和し、外国投資者が中国に研究開発センターを設立することを奨励する。

対外貿易企業に関する支援措置

- ▶ 税額還付サービスを最適化し、税額還付の進捗を継続的に加速する。
- ▶ 対外貿易総合サービス企業の信用育成を強化し、より多くの認証基準を満たす対外貿易総合サービス企業を税関の“認定事業者(AEO)”とする。
- ▶ 通関の利便化の水準をさらに高める。

そのほか、28号通達によれば、重点外資企業及び対外貿易企業は多くの金融支援及び資源配置等の支援も受けることができる。

28号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content_5534361.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ 北京

堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhiro.horio@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ 大連

秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ 上海

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

西澤 礼
監査
+86 21 2228 9579
rei.nishizawa1@cn.ey.com

佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江 海峰

金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

北原 遼一

金融
+86 21 2228 6769
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com

三宅 亜紀子

Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com

坂出 加奈

税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介

税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

万 家駿

法務
+86 21 2228 8374
jiajun.wan@chenandco.com

久保田 順一

TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ 広州

長内 幸浩

監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

梁 晔

監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com

▶ 深圳

小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ 香港

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太

監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

塚原 俊郎

監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com

吉田 薫

監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

徳山 勇樹

監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03011157

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

